

新旧対照表

新	旧
<p>令和4年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された、<u>一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会の災害時診療情報バックアップシステム</u>を使用している医療機関が実施する、<u>診療情報の保全を目的とした取組並びに一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会が実施する災害時診療情報バックアップシステムの運用管理及びシステムの撤去</u>に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>—削除—</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了日若しくは廃止日の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに当該報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、当該補助金に係る消費税</p>	<p>令和3年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する災害時診療情報バックアップシステムの運用管理及び<u>システムの更新</u>に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（概算払の請求）</p> <p><u>第10条 補助事業者は、知事に対し補助金の概算払を請求することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づき概算払を請求する場合は、別記第3号様式による概算払請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>（実績報告等）</p> <p>第11条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了日若しくは廃止日の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに当該報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、当該補助金に係る消費税</p>

仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）の総額を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）の総額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第8条第2号及び第5号から第7号まで、第10条第3項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第8条第2号及び第5号から第7号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会の災害時診療情報バックアップシステムを使用している医療機関	医療機関が実施する診療情報の保全を目的とした取組にかかる経費。経費については、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料並びに備品購入費とする。 (例) 診療情報バックアップシステムの導入	1 医療機関 当たり 715 万円	10 分の 10
一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会	一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会が実施する災害時診療情報バックアップシステムの運用管理（令和4年4月～9月）にかかる経費。経費については、委託料及び事務手数料とする。	719 万円	2 分の 1
	一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会が実施する災害時診療情報バックアップシステムの撤去作業にかかる経費。経費については、委託料及び事務手数料とする。	2,675,000 円	10 分の 10

別表第2（略）

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業	一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会	災害時診療情報バックアップシステムの運用管理に必要な経費 ・システム運用費用 ・ハードウェア保守費用 ・回線利用料	13,509,000 円	2 分の 1
災害時診療情報バックアップシステム更新事業		災害時診療情報バックアップシステムの更新に必要な経費 ・人件費 ・旅費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・システム更新に係る委託費用	53,573,000 円	10 分の 10

別表第2（略）